



14 有料道路通行料金割引

身体障害者手帳又は療育手帳（第1種のみ）をお持ちの方は、高速道路などを通行する時、通行料金の半額の割引を受けることができます。割引の適用を受ける前にこども・健康課保健福祉室福祉担当で手帳備考欄のシール貼付による証明を受ける必要があります。また、ETC利用申請については、オンラインでの申請も可能です。

対象者

- 1 身体障がい者が自ら自動車を運転する場合 → すべての身体障害者手帳をお持ちの方
- 2 重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者（A）が乗車し、介護者が自動車を運転する場合 → 第1種の身体障害者手帳、又は第1種の療育手帳をお持ちの方

※「重度」とは手帳記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。



障 害 の 区 分			障 害 の 程 度
視 覚 障 害			1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴 覚 障 害			2 級及び 3 級
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
	下 肢 不 自 由		1 級、2 級及び 3 級の 1
	体 幹 不 自 由		1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の 非進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能障害	1 級から 3 級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
内 部 障 害	心臓機能障害		1 級、3 級及び 4 級の各級
	じん臓機能障害		1 級、3 級及び 4 級の各級
	呼吸器機能障害		1 級、3 級及び 4 級の各級
	ぼうこう又は直腸機能障害		1 級及び 3 級
	小腸機能障害		1 級、3 級及び 4 級の各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は、 肝臓の機能障害		1 級から 4 級までの各級

手続きに必要なもの

常に必要（自動車登録をしない場合でも必要）

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 運転免許証（障がい者本人が運転する場合）

※ マイナ免許証に記録されている免許情報が記載されているスマホ画面の提示でも申請可能

自動車登録（ＥＴＣ利用）をする場合に必要

- ③ 自動車検査証
（電子車検証の場合は所有者の氏名が確認できないため、電子機器で確認します）
- ④ 手帳所持者本人名義のＥＴＣカード（未成年の場合は親又は成年後見人名義のカード）
- ⑤ ＥＴＣセットアップ証明書（ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できる書類）
- ⑥ 割賦契約書又はリース契約書
（割賦契約又は長期リース契約している場合で、使用者が本人又は介護者の場合に必要）

手続き・問い合わせ先

役場こども・健康課保健福祉室福祉担当 ０１５６－２５－２２１６（直通）

オンライン申請

